

(別紙)

入札参加停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び入札参加停止等の理由	入札参加停止の根拠		入札参加停止期間	登録業種
			入札参加停止措置要領第3条第1項に基づく別表	適用条項		
1	大旺新洋株式会社 名古屋土木支店 執行役員支店長 半澤 忠則 東海市富木島町伏見3-7-8	高知県発注の工事において、無許可で水深約3メートルの海域に高さ2.2メートルのブロックを設置したことによる港則法違反により公訴を提訴されたため	(不正又は不誠実な行為) 12 前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当と認められるとき。 1か月以上12か月以内	要領別表第12項	1か月 令和7年1月22日から 令和7年2月21日	建設工事: 土木工事、しゅんせつ工事、ほ装工事、鋼構造工事、とび・土工・コンクリート工事
2	株式会社佐藤渡辺 三河営業所 所長 園田 弘和 岡崎市岡町字西神馬崎南側53	福島県石川町が発注した複数の公共工事において、入札前に受注予定者を決める「受注調整」をしていたとして、(株)佐藤渡辺の石川営業所長が、令和6年10月7日に郡山区検察庁に談合罪で略式起訴され、令和6年11月9日付けで郡山簡易裁判所からの略式命令による罰金刑が確定したため	(談合) 5 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が刑法(談合又は公契約関係競売等妨害)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	要領別表第9項第3号	3か月 令和7年1月22日から 令和7年4月21日	建設工事: 土木工事、塗装工事、ほ装工事、水道施設工事、とび・土工・コンクリート工事